

イノシシ捕獲用箱わなの貸出について

イノシシによる農作物等への被害を軽減するとともに、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、市が所有するイノシシ捕獲用箱わなの貸出を行います。

○貸出の対象となる方について(次の要件にすべて当てはまる方)

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 申請年度においてわな猟の茨城県狩猟者登録を受けた方
- (3) 市税等の滞納がない方

○貸出箱わなについて

高さ1m×幅1m×奥行2m(両扉型・片扉型)

○期間について

【貸出期間】令和元年11月15日から令和2年11月14日まで

【設置期間】令和元年11月15日から令和2年 3月31日まで

(茨城県が定める第二種特定鳥獣管理計画に規定するわな猟に係る狩猟期間)

○貸出の申請手続きについて

イノシシ捕獲用箱わな貸出申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請してください。内容を審査の上、貸出の可否を決定し、貸出を行います。

- (1) 当該年度におけるわな猟の茨城県狩猟者登録証の写し
- (2) 箱わなを設置する場所のわかる図面
- (3) 箱わなを設置する土地所有者の同意書(自己の所有する土地以外に箱わなを設置する場合)

○貸出の条件について

- (1) 箱わなの現状を変更しないこと。
- (2) 箱わなの借受によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 箱わなの設置場所は常陸大宮市内とすること。
- (4) 箱わなの設置場所等に関する他人との利害関係に責任を持って対処すること。
- (5) 捕獲したイノシシの処分は、自己の責任において適正に行うこと。

○申請受付について

本庁農林振興課又は各支所で受け付けを行っております。

※貸出申請についてご不明な点がございましたら本庁農林振興課又は各支所までお問い合わせください。

申込・問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

台風19号による被災者生活再建支援金(特例分)を支給します

この度の台風19号により被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

市では独自の支援制度を創設し、「半壊」及び「一部損壊」と判定された住家に居住する世帯に対して被災者生活再建支援金(特例分)を支給することといたしました。

今回、被災者生活再建支援金(特例分)として支給する金額は以下のとおりです。

判定	支給金額
半壊	250,000円(単身世帯187,500円) (被災者生活再建支援制度(通常分)に上乘せ)※
一部損壊	50,000円

※すでに、被災者生活再建支援制度(通常分)で申請済の世帯は新たに申請する必要はありません。

申請する場合は、預金通帳(口座番号等のわかる部分)の写し及び印鑑を持参してください。

問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線112

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111